

第177回福島県都市計画審議会

日時：平成29年5月29日(月)10:00～

場所：福島テルサ3階大会議室 あぶくま

1. 本日の議案

資料1

復興まちづくり関係議案

①議案第2003号

双葉都市計画公園の変更について

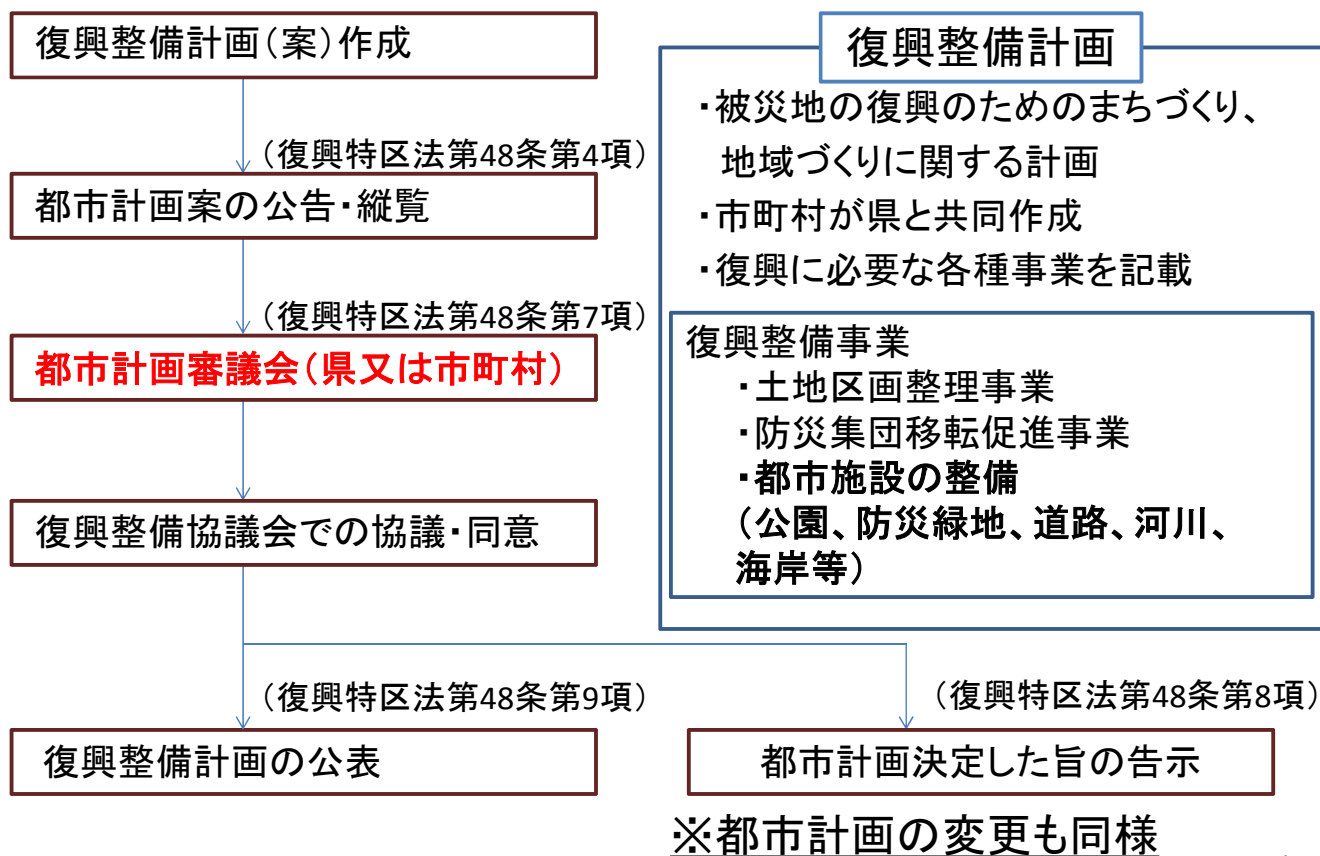
双葉町

②議案第2004号

浪江都市計画公園の変更について

浪江町

2. 復興特区法を活用した都市計画決定



3. 都市計画案の概要

議案第2003号

双葉都市計画公園の変更について

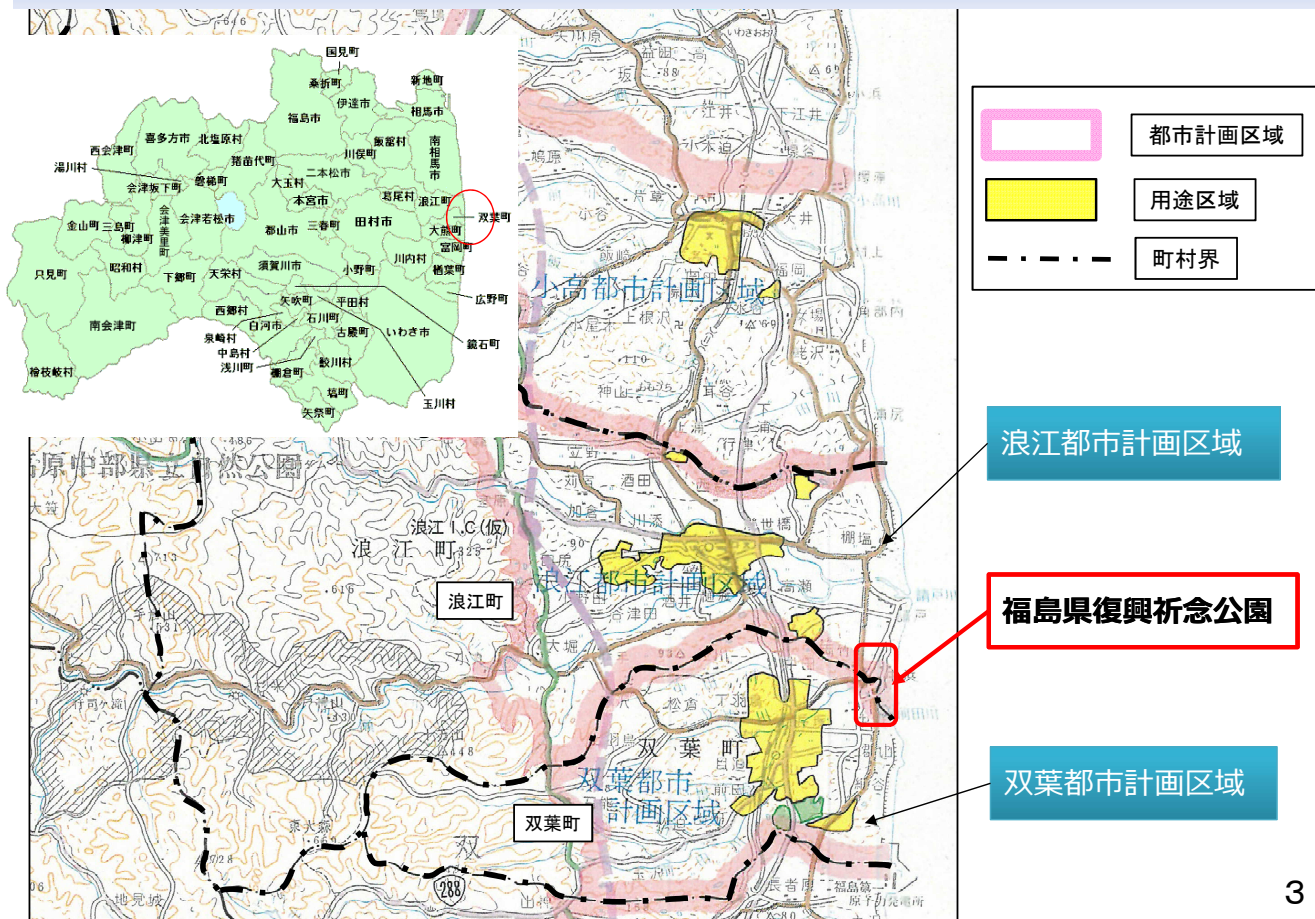
◇ 8・5・1号 福島県復興祈念公園

議案第2004号

浪江都市計画公園の変更について

◇ 8・5・1号 福島県復興祈念公園

4. 位置図



3

5. 復興祈念公園とは

【目的】

- 東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂
- 震災の記憶と教訓の伝承
- 復興への強い意志の発信 等

【基本方針(国)】

- 国と地方が連携して、岩手県、宮城県、福島県に各1箇所復興祈念公園を設置
- 地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に中核的施設となる「国営追悼・祈念施設(仮称)」を設置

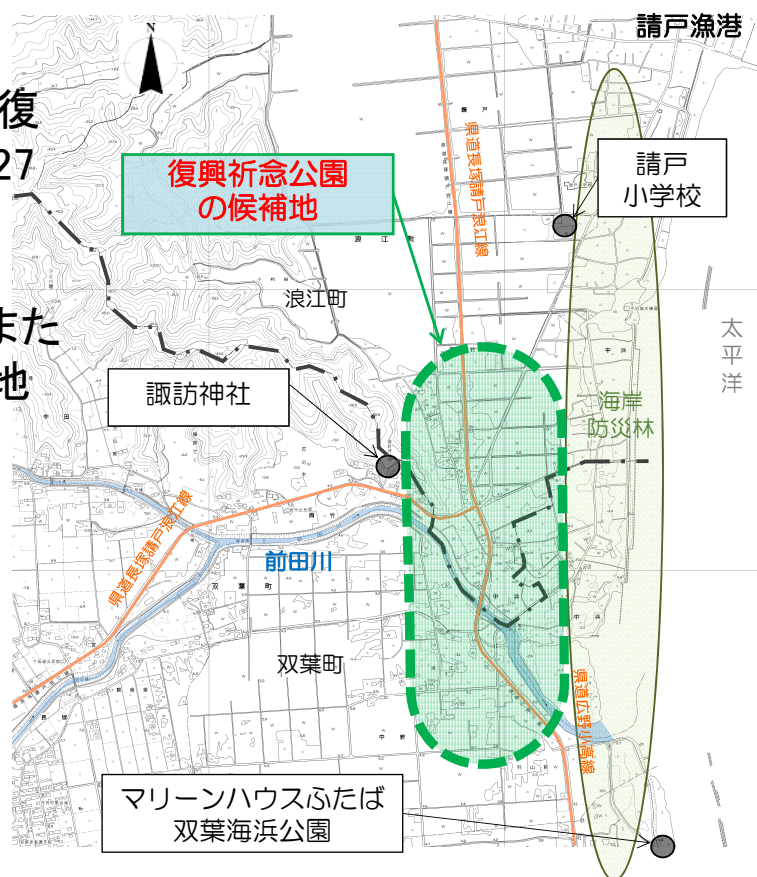
4

6-1. 福島県における復興祈念公園について

○第39回新生ふくしま復興推進本部会議(平成27年4月27日)

「双葉・浪江両町にまたがるエリア(中野・両竹地区)」に決定

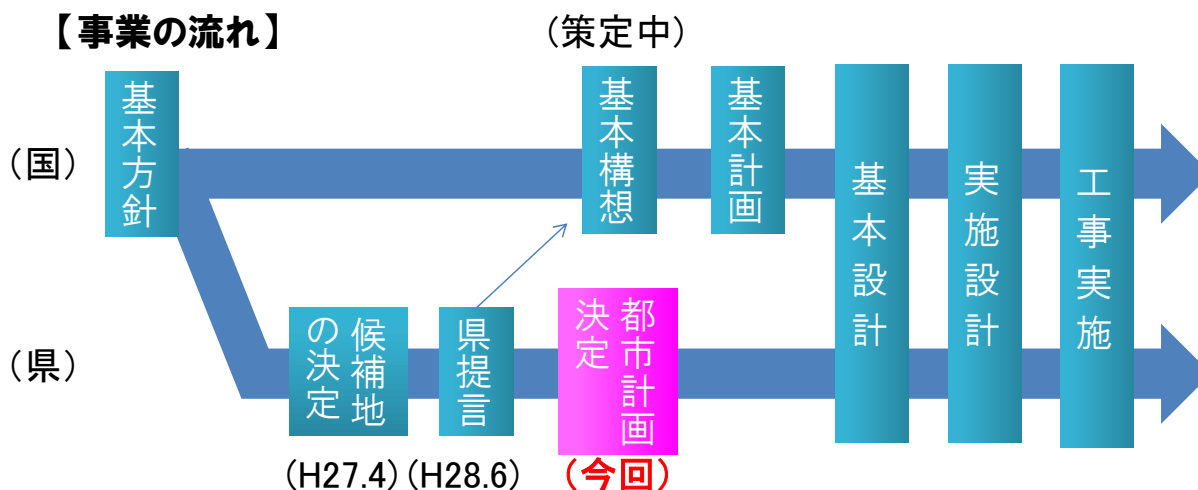
「双葉・浪江両町にまたがるエリア(中野・両竹地区)」



5

6-2. 福島県における復興祈念公園について

【事業の流れ】



【福島県における復興祈念公園基本構想】

○福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会(平成28年9月～平成29年3月:4回開催)

○平成29年5月9日～6月8日の間、パブリック・コメント実施中

6

6-3. 福島県における復興祈念公園基本構想（案）について

基本理念

生命(いのち)をいたみ、
事実をつたえ、
縁(よすが)をつなぎ、
息吹よみがえる

基本方針

- (1) 生命(いのち)をいたむ
【東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂の場となる】
- (2) 事実をつたえる
【東日本大震災の記憶と教訓の後生への伝承の場となる】
- (3) 縁(よすが)をつなぐ
【東日本大震災の記憶と教訓の後生への伝承の場となる】
- (4) 息吹よみがえる
【国内外に向けた復興に対する強い意志の発信の場となる】
- (5) 基本方針実現のために留意すべきこと
 - ① 多様な主体の参画・交流
 - ② 利用者の安全・安心の確保
 - ③ 被災地の状況を踏まえた段階的な整備・管理

主な空間機能

- ① 被災地全体の追悼と鎮魂の場
- ② 震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場
- ③ 震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場
- ④ ふるさとと人々を結ぶ場

7. 福島県における復興祈念公園基本構想（案）について

公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方



- ①被災地全体の追悼と鎮魂の場**
 津波からの避難場所となった両竹山を背後に、東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂を行い、その被害や津波の高さを実感し、教訓を学ぶことができるよう、丘や広場など追悼と鎮魂の中核的な施設を配置
- ②震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場**
 震災の原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所事故による各避難先の方向、請戸小学校、被災集落跡地等の浸水区域、今後復興が進んでいく双葉町の中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等を望み、追悼と鎮魂の中核的な施設から容易にアクセスすることができるよう、両竹山を中心に展望地を配置
- ③震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場**
 双葉町・浪江町沿岸部の中心であり地域の歴史を残す請戸地区、震災遺構とすることが検討されている請戸小学校、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設等と連携できるように、東日本大震災の事実を伝えるフィールドを配置
- ④ふるさとと人々を結ぶ場**
 民俗芸能等の伝統行事、花やみどりは心のやすらぎにぎわいをもたらすことから、多くの人々が参画できるように、ふるさとと人々を結ぶ場を配置

※本図は、公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方を示すものであり、公園内の施設等の位置を定めるものではない。
 出典：福島県における復興祈念公園基本構想（案）（第4回福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会資料、H29.3）

8. 双葉町・浪江町の復興計画について ①

「双葉町復興まちづくり計画（第二次）平成28年12月」（抜粋）

「働く拠点」のまちづくりイメージ

新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点） （「働く拠点」）整備方針

双葉町の「働く拠点」としての新産業創出ゾーン（中野地区復興産業拠点）には、事業再開や企業誘致の受け皿として、産業用地や共同事業所等を確保します。

あわせて、就業者のサポート、復興祈念公園等への来訪者のサービス提供及び一時帰宅する町民に向けたサポートのため、復興シンボル軸や復興祈念公園の位置を考慮しながら、産業交流センターを整備し、県が整備するアーカイブ拠点施設や復興祈念公園とも連携した、福島県の「発信拠点」としての発展を目指します。

また、就業者等の憩いの場となる近隣公園を合わせて整備するとともに、花きを植栽する等、景観に配慮します。

【産業・研究・業務施設】

- 民間企業に賃貸する産業用地
- 民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）

【中核施設】

- 産学連携施設
- 産業交流センター[被災伝承・復興祈念ゾーン]
- アーカイブ拠点施設[被災伝承・復興祈念ゾーン] 等

※拠点整備には国の交付金等を活用
※各施設の整備方針については図中に記載

- ・各施設の範囲は、大まかな概念を示したものです。
- ・各施設の配置は、現時点における周辺の土地利用予定を踏まえた大まかなものです。
- ・今後、地権者の方々の意向、立地事業者の動向、技術的観点等を踏まえた見直しが必要。

復興シンボル軸

【産業・研究・業務施設】

<民間企業に賃貸する産業用地>

- ・福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図ることとし、そのための基盤整備（産業団地整備・インフラ整備等）を実施

<民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）>

- ・町内事業者の事業再開や新たな民間事業者の立地を支援するため、民間企業が入居可能な共同事業所（貸事業所）の整備を推進
※施設には十分な駐車スペースを確保
※整備規模は具体的なニーズを踏まえて検討

【産業交流センター】

- ・就業者を対象とした生活関連サービス（小売・飲食、救護等）や会議・研修の場を提供する等のための施設として、「産業交流センター」の整備を推進
 - ・町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設等としても活用を図り、快適な一時帰宅環境を実現
 - ・また、復興祈念公園等への来訪者に対するサービス提供の拠点として活用し、アーカイブ拠点施設とも連携しながら地場産品の販売や福島県の食材を活用した食事を提供する等により、産業振興・地域活性化を図る（想定される機能）
 - ・会議室・研究室、小売・飲食店舗、診療所・宿泊施設（短期賃貸住宅）、町民一時滞在施設、防犯施設等
- ※津波被災地であるため、津波避難ビルの機能を併せ持つものとして、中層の建物を想定

【復興祈念公園】

- ・平成27年4月に、双葉・浪江両町にまたがるエリアが予定地に決定
- ・具体的な計画区域は、今後、県を中心に検討

【アーカイブ拠点施設】

- ・復興祈念公園の隣接地に、公園と連携した原発事故のアーカイブ拠点施設の整備を推進
- ・震災・事故の記録・教訓等を広く国内外に発信する「学びの場」として、多くの人々が町に来訪し、交流できる環境を創出

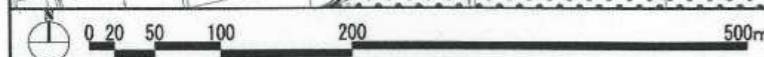
【産学連携施設】

- ・イノベーション・コースト構想の受け皿として、廃炉に係る技術者研修拠点、大学教育拠点、共同研究室など国際産学連携拠点の一翼を担う施設を誘致

凡例

- 中野地区復興産業拠点
- 現道
- 計画道路（整備）

※計画道路は、津波からの避難に配慮し配置

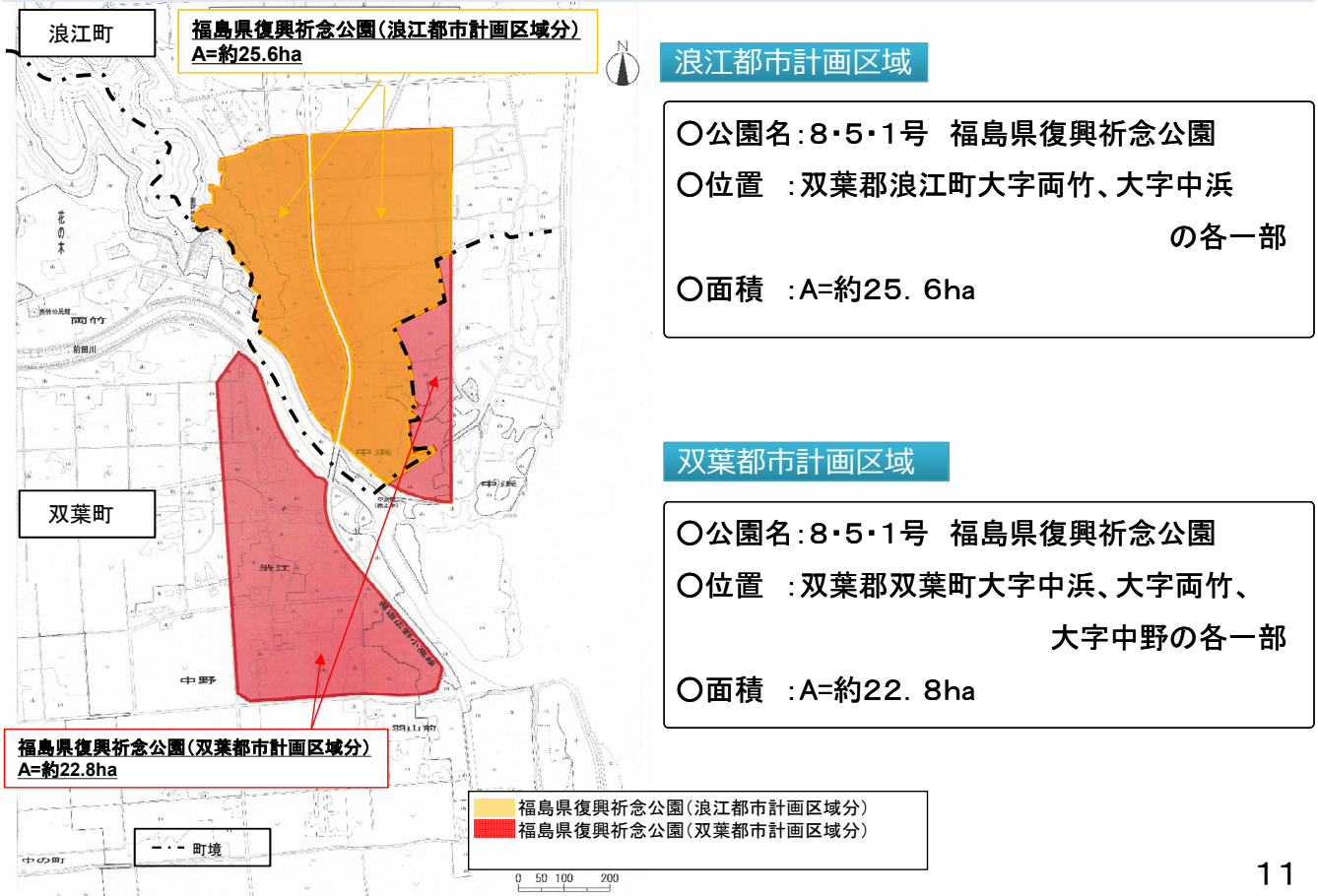


8. 双葉町・浪江町の復興計画について ②

「浪江町復興計画（第二次）平成29年3月」（抜粋）

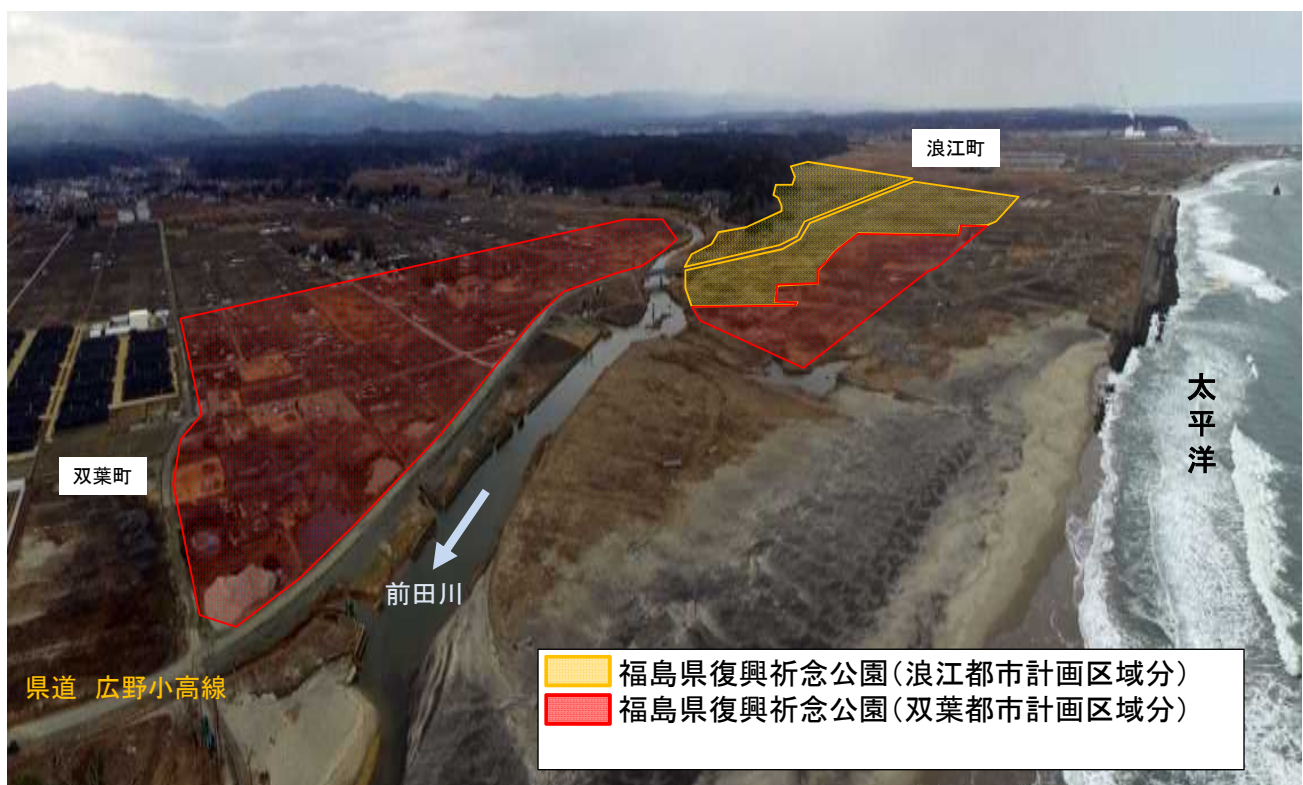


9. 計画図



11

10. 現況写真



12